

# 営業時間短縮要請枠（名古屋市）

## 中小企業に当たるか？

※ 中小企業基本法における「中小企業者」の定義

業種分類	ア：資本金の額又は出資の総額	イ：常時使用する従業員の数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

- ア・イのいずれかに該当すれば中小企業
- 主たる業が「飲食業」の場合、業種分類は「小売業」

はい

いいえ

前年度又は前々年度4・5月の飲食部門における1日当たりの売上高が以下のどれに当たるか？

- ①：10万円以下
- ②：10万円超～25万円以下
- ③：25万円超

③

前年度又は前々年度4・5月の飲食部門における1日当たりの売上高を、今年度4・5月と比較した時、減少額が25万円以下か？

①

4万円/日  
【売上高方式】

②

売上高に応じて  
4～10万円/日  
【売上高方式】

はい

10万円/日  
【売上高方式】

いいえ

売上高減少に応じて  
10～20万円/日  
【売上高減少方式】

売上高減少に応じて  
0～20万円/日  
【売上高減少方式】

<注意>

本協力金では、大企業である親会社から一定の割合で出資を受けている「みなし大企業」も、上記要件に合致する場合、中小企業に分類しています。

（政府資料に基づき作成）

# 営業時間短縮要請枠（名古屋市を除く県内全域）

## 中小企業に当たるか？

※ 中小企業基本法における「中小企業者」の定義

業種分類	ア：資本金の額又は出資の総額	イ：常時使用する従業員の数
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

- ア・イのいずれかに該当すれば中小企業
- 主たる業が「飲食業」の場合、業種分類は「小売業」

はい

いいえ

前年度又は前々年度4・5月の飲食部門における1日当たりの売上高が以下のどれに当たるか？

- ①：約8.3万円以下
- ②：約8.3万円超～25万円以下
- ③：25万円超

③

前年度又は前々年度4・5月の飲食部門における1日当たりの売上高を、今年度4・5月と比較した時、減少額が18.75万円以下か？

①

2.5万円/日  
【売上高方式】

②

売上高に応じて  
2.5～7.5万円/日  
【売上高方式】

はい

7.5万円/日  
【売上高方式】

いいえ

売上高減少に応じて  
7.5～20万円/日  
【売上高減少方式】

売上高減少に応じて  
0～20万円/日  
【売上高減少方式】

<注意>  
本協力金では、大企業である親会社から一定の割合で出資を受けている「みなし大企業」も、上記要件に合致する場合、中小企業に分類しています。

（政府資料に基づき作成）

# カラオケ設備利用自粛要請枠（県内全域）

## 夜間営業しているか？

名古屋市内	午前5時～午後8時を越えて営業している店舗
名古屋市外	午前5時～午後9時を越えて営業している店舗

はい

飲食店営業許可  
又は  
喫茶店営業許可  
を取得しているか？

はい

「営業時間短縮要請枠」  
で申請してください

いいえ

いいえ

店舗所在地が  
①名古屋市内  
②名古屋市外

①

②

交付金額は、  
「営業時間短縮要請枠」と同額

中小企業	売上高に応じて 4～10万円/日
大企業	売上高減少額の4割 (最大20万円)

交付金額は、  
「営業時間短縮要請枠」と同額

中小企業	売上高に応じて 2.5～7.5万円/日
大企業	売上高減少額の4割 (最大20万円)

1店舗1日あたり1万円